

Title	民法七二四条後段の法意(二・完) : 二〇年期間の法的性質について
Sub Title	Zur Auslegung vom §724 Abs. 2 BGB, Verjährung oder gesetzliche Befristung? (2)
Author	内池, 慶四郎(Uchiike, Keishiro)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1991
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.64, No.7 (1991. 7) ,p.31- 58
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19910728-0031

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

民法七二四条後段の法意 (三・完)

——二〇年期間の法的性質について——

内池慶四郎

一 序 章

二 除斥期間説の系譜とその主張

三 近時学説に対する疑問

.....(以上六号)

四 現時通説の問題性

(一) 七二四条の趣旨としての「法律関係の速やかな確定」

(二) 期間延長の枠としての二〇年期間の構成

(三) 三年期間原則視の非現実性

(四) 除斥期間の運用上の疑問

(五) 三年と二〇年両期間の競合とその調整
(六) 除斥期間の多義性
.....

五 理論構成の試み

(一) 原則時効期間としての二〇年期間

(二) 特則としての三年時効

(三) 両期間の関係

(四) 両期間の中断の問題

(五) 両期間規制の共通性

六 学説の現況と展望.....(以上本号・完)

四 現時通説の問題性

上述したような学説の流れをうけて、近時の通説は、二〇年期間を除斥期間とする結論において一致するのではあ

るが、その論拠は必ずしも具体的に明らかとされてはいない。むしろこの点を個々の具体的事例について積極的に論証しようとする努力は、除斥期間説を採る一連の近時判例理論のうちに認められるのであり、前掲平成元年一二月二一日の最高裁判決は、その一応の決算的表現ともみられるものである。ここで同判決理由についてその主張内容を検討しよう。

（一） 七二四条の趣旨としての「法律関係の速やかな確定」

七二四条全体を通ずる規定の趣旨が、最高裁の説くように、「不法行為をめぐる法律関係の速やかな確定」にあるとすれば、同条前段の三年という短期間の採用は、まさにその趣旨にかなうものであるから、その期間が際限なく延長されることは、その趣旨を破るものであり、後段の二〇年期間によって期間の延長を画一的に遮断して権利を絶對的に消滅させることは、一見して自然な論理上の帰結のようである。

しかし、「法律関係の速やかな確定」という指標は、除斥期間に特有なものではなく、およそ期間制度全般について共通するものであって、この漠然たる一般的標語から、権利を画一的かつ絶對的に消滅させる除斥期間を直ちに導き出すことには、論理の飛躍があるといわざるをえない。不法行為の場面において「法律関係の速やかな確定」がいかなる意味で必要であり、それがどのような法的手段——要件・効果——により実現をはかられているのか、という七二四条、より広くは、民法典に内在する価値判断の基準が求められるべきであろう。

もしも「法律関係の速やかな確定」を、判旨・通説のように法律関係の可及的速やかな画一的かつ終局的処理の意味に理解するとすれば、民法（および同一法系の諸外国立法）が、この短期間を時効と定め、しかもその起算点を被害者の損害・加害者認識時に定めたことは、すでに二重の背理をおかしていることにならう。¹⁾ 時効は、援用・放棄による当事者の意思の支配を許容し、中断・停止による期間の延長を予定するうえに、被害者の主観的態容による起算点—

したがって完成時点の浮動性は免れないからである。「法律関係の速やかな確定」という指標のもとに、かかる特殊な三年期間を七二四条全体の理論構成の礎石にすえる、という出発点において、通説に共通する一つの先入主がありはしないであろうか。

(二) 期間延長の枠としての二〇年期間の構成

通説は—そしてそれに従う今回の最高裁判旨は—三年期間が時効であり、それ故に、中断や停止あるいは起算点の浮動性によって期間の延長する可能性を肯定する。ここにおいて、「法律関係の速やかな確定」のために、期間の延長を画的に遮断する枠として二〇年期間がもちだされることになる。しかしこの構成には無理がないか。

「法律関係の速やかな確定」のために、二〇年という長期間を設定することは、いかにも不自然ではないか。⁽²⁾ 通説の発想を一貫するならば、七二四条の二重期間は、本来は三年と二〇年との二重期間ではなく、少くとも債権一般の通則とされている一六七条一項の一〇年時効期間に準じて、三年と一〇年との二重期間制として立法されてしかるべきではなかったのか。⁽³⁾ あるいは、現行法の解釈としても、七二四条の二重期間に加えて、一六七条一項の一般時効一〇年⁽⁴⁾がさらに適用されると解する余地も論理的には可能と思われるが、通説が一〇年時効の適用を無視するのは何故であろうか（三年、一〇年、二〇年の各期間がそれぞれ起算点や法的性質を異にする以上は、競合して適用を考へることも可能であるし、具体的事情では一〇年期間がもっとも早く完成する場合もありうる）。ここで問題となるのは、七二四条と一六七条との関係についての、通説の基本的理解である。この点を示唆するものとして、今回の最高裁判決に先行して、より詳細に除斥期間説を理由づけている東京高裁昭和五三年二月八日判決をあげよう。⁽⁴⁾ 判旨は次のようにいう。

「民法七二四条後段の規定は除斥期間を定めたものと解すべきである。右規定の趣旨が、同条前段の三年の時効が損害及び加害者の認識という被害者の主観的事情のいかんによって左右される浮動的なものであることに鑑み、これを制限して被害者の認識

のいかんを問わず画一的にできるだけ速かに法律関係の確定をはかろうとするにあるものと解せられること及び二〇年の期間は通常の消滅時効の期間を倍加するもので、実際上もかなり長期であり、その上さらに中断を認めて期間の伸長を許す結果となることは、右の期間を定めた右の趣旨に合致しないと考えられること等からすれば、除斥期間と解するのが合理的であって、時効と解するのは妥当ではないからである」。

しかし判旨みづからが認めるように、「二〇年期間は通常の消滅時効の期間を倍加するもので、実際上もかなり長期であるとするならば、⁽⁵⁾このような特殊異常な長期の設定と、判旨にいう七二四条の規定の趣旨——画一的にできるだけ速かに法律関係の確定をはかろうとする——とは、どのように調和するのであろうか。期間が長期であるから除斥期間と解するべきである、と主張することは、判旨の措定する七二四条の規定の趣旨と、同条の規定内容との乖離を意味することにならないであらうか。もとより立法の不手際は間々おこることはあるが、はたして七二四条の期間の選択は、それほどに拙劣な立法であったのか。むしろ、二〇年という長期の設定は、七二四条が、通説・判例のいう意味での「法律関係の速やかな確定」を元来意図してはいなかったことを示唆するものではなからうか。⁽⁶⁾

(三) 三年期間原則視の非現実性

上述のように、通説およびそれに従う判例理論によれば、法律関係の速やかな確定という七二四条の趣旨を実現する直接の手段は同条前段の三年期間であり、それを補充する従属的制度として二〇年期間が想定されている。もっとも、このような構想は、二〇年期間を一応は時効とみる岩沢・末川説においても同様であって、被害者が損害・加害者を知る通常の場合には三年時効が適用されるのであり、二〇年期間が実際上意味をもつのは、それ以外の例外的場合としての、長期間にわたって被害者の認識がない場合（末川説によれば、不法行為後一七年経過するまで被害者の認識が

なかつた場合」とされている。中川説においては、権利の上に眠る者の負うべき責任としての時効は、損害・加害者を知った被害者に対する三年期間についてこそ、その典型的表現をみることとなり、この三年時効が、不法行為責任における原則的時効として性格づけられることになる（従って中川説では、七二四条の三年時効と一六七条の一〇年時効とは、制度上の連絡は切断されるのであろう）。しかしながら、この三年時効は、はたして、通説・判例が期待するような実効性を、すなわち不法行為をめぐる法律関係一般についての原則期間としての実効性を、現実に保ちうるものであろうか。

被害者が損害・加害者を知った時を起算点とする短期時効という制度は、その簡明な構造にも拘らず、現実の制度運用の上では、かなり厄介な問題をはらむものである。とくにその起算点が被害者の認識という主観的態容であり（被害者の過失不知は、この認識と同視できない、と一般に解されている）、時効を援用する加害者の側から、これを立証することは容易ではなく、被害者の認識の内容・程度・範囲は常に争われ、その判定の明確な基準を求めることは困難であり、その結果として時効の成否は偶然に支配され易いなど、この制度に個々の多くの難問が実施面に伴うことは、七二四条の母法たるドイツ民法草案の審議においても、すでに予測されていたところであった。⁽⁸⁾被害者の認識という主観的要因に立脚する三年の短期時効の制度的射程距離に限界のあることは明らかであって、これを原則視することには無理がある、といわなければならない。それ故に、このような短期時効について、「短期の時効を中断してゆけば権利保護の可能性は無限に延長してゆくわけで、長期時効期間の存在意義はほとんどない」とみるのは、三年時効の実効性を過大に評価するとともに、請求者において不法行為の成立要件全般に及ぶ立証責任を負う損害賠償請求権について無限の請求可能性を想定する点で、非現実的な議論と思われる。⁽¹⁰⁾

このように、三年短期時効に期待される現実の機能におのづから限界がある以上は、もっぱら短期時効の観点から二〇年期間の存在理由を求める通説の手法には疑問があるので、視点を逆転して、三年時効の存在とは一応切りはな

して二〇年期間の独自の存在理由を検討することが必要であり、可能でもあるのではなからうか。⁽¹¹⁾

(四) 除斥期間の運用上の疑問

近時通説に従って二〇年期間を除斥期間として扱ったとき、はたしてその運用は合理的か。またその結果は実際に妥当なものであろうか。以下の諸点が問題となるように思われる。

まず援用についてみれば、時効に援用が必要とされる制度上の理由については周知のように議論があるけれども、これは一面において、時効利益の放棄と同様に、時効の効果の享受をその利益をうける当事者の意思に委ねることに合理性があることに加えて、他面古い過去の事実の判断を一律機械的に裁判官の職権にまかせることに技術的に困難があり、このことが当事者の権利を侵害する危険をまねく点にその理由があると思われる。これに対して当事者の意思を排除して裁判官が職権により判断する除斥期間においては、その期間が短期であり、起算点が明確であり、しかも中断・停止などによる浮動性がないかぎり⁽¹²⁾は、その運用の合理性が期待できるのであるが、これらの諸前提が崩れるほどに、その運用は困難とならざるをえない⁽¹³⁾。七二四条後段の二〇年という長期間について、当事者の意思支配を斥けるような画一処理の利益があるかどうかはすでに疑わしいが、かりにこれを措定したとしても、かかる長期間の起算点である「不法行為の時」は（これを原因行為時と損害発生時とのいずれに解するにせよ）、現実の不法行為の態容が極めて多種多様であることから、その判断は実際には容易ではない⁽¹⁴⁾。したがって、二〇年期間を裁判官の職権判断に委ねることは、裁判官に対して過重な負担を加える反面において、請求者の側に不測の請求棄却をこうむる危険を負わせることになるであらう⁽¹⁵⁾。

また二〇年期間が経過することによって、被害者の権利が当然かつ絶対的に消滅するとするならば、期間経過後になされた承認、弁済、相殺などは無効となるのであろうか。⁽¹⁵⁾ 当事者の意思を排除してこれを無効とする理由もないと

思われるが、除斥期間説の立場からこれを有効と扱うためには、期間利益の放棄とか贈与の意思表示というような当事者意思の擬制を必要とするであろうし、かかる扱いは、結局は援用を否定する除斥期間という当初の構成との間に矛盾を生ずることになるであろう。さらに前掲最高裁判決のように、二〇年期間の経過により権利が当然に消滅するとの前提から、期間徒過にかかる当事者の具体的事情——信義則違反ないし権利濫用の問題——を一切度外視できるものかどうかは、はなはだ疑わしい。¹⁶⁾

(五) 三年と二〇年両期間の競合とその調整

中川説以降の現時通説は、三年期間を時効、二〇年期間を除斥期間として同一法条の規制する長短両期間の性質を峻別し、全く異なった法律効果を予定する。おそらく通説は、この両期間のいずれかが先に経過すればそれぞれの期間の性質に即して決着がつけられるものとして、両期間の効果とか主張方法の差異に基づく制度的衝突の問題に留意しなかったものと思われる。このような両期間の扱いは、各期間の適用場面が重複せずに、いわば法条競合的に期間が進行・完成するならば、各期間の効果を別個独立に考慮すれば足りるから、一応は実際上の解決がつくことになるようにみえる。

しかし三年と二〇年の両期間の適用範囲をこのように分断して、いずれか一方の期間のみを二者択一的に適用するという構想は非現実的であるし、時効による解決と除斥期間による解決とが同じでないとすれば、具体的事例について、そのいずれの解決が何故に他のそれに優越するのか、その合理性が論証されなければならぬ¹⁷⁾。単に早く到来した期間により決着がつく、というのでは、両期間相互の制度的連絡が不明なのである。

むしろ二〇年期間が争点となる多くの訴訟においては、同時に三年期間の経過が問題とされる事例が大部分であり、義務者が両期間の経過による免責を主張することが普通である。これは単なる訴訟技術上の問題に止らず、不法行為

の後二〇年を経過する間に被害者が何等かの方法・経路から損害・加害者を知りうる機会が多いことからすれば、自然なことともいえよう。具体的事例としては、前掲最高裁判決の事案にもみられるように、被害者の請求に対して加害者側が三年・二〇年両期間の経過による免責を抗弁し、被害者より信義則違反、権利濫用を理由とする再抗弁がなされるケースが多い。⁽¹⁸⁾この種の事例について、かなり多くの下級審判例が、両期間を時効と解した上で、期間経過の主張を信義則違反ないし権利濫用と判示しているのは（しかも二〇年期間をかりに除斥期間と解しても結論に変わりがない旨を付言しているのは）、両期間の競合した場面における統合的処理を意識しているように思われる。

長短両期間の競合する場合における効果の衝突という問題は、期間経過後になされた承認、弁済、相殺などについても起りうる。両期間の適用場面を観念的に分断して夫々に異なる法律効果を予定する通説においては、現実に生ずる両期間の矛盾衝突を解決する統一した基準を、どこに求めればよいのであろうか。⁽¹⁹⁾

（六） 除斥期間の多義性

現時の通説は、七二四条の二〇年期間を「除斥期間」と解する結論で一致するけれども、そこにいう「除斥期間」の内容は、論者によって一様ではないようである。そこには、中断の稀有な点で除斥期間に類似の時効（永川・岩沢説）から、期間経過により絶対的に権利を消滅させ（吾妻説）あるいは権利行使を禁ずる（中川説）公益的制度としての除斥期間、また中断の認められない時効は無意味なる故の除斥期間（幾代説）、さらには請求権の存続期間を画一的に定める除斥期間（前掲最判理由）等々、多様な説明がニュアンスを異にしながら併立している一方、除斥期間一般の概念規定も、とくに中断や停止あるいは起算点について微妙な対立をみせている。⁽²⁰⁾

とくに現在の多数説が、かつて吾妻—中川説が明快に論断したような除斥期間説の内容とかなり隔った内容のものであるとすると、七二四条の解釈を具体的な手がかりとして、通説の主張する除斥期間の具体的内容もあらためて吟

味検討されるべき時期と思われる。

時効か除斥期間かの判定について、法文の字句をはなれて、権利の性質や規定の趣旨・目的にしたがって実質的に判定すべきである、とは通説の方法論上の主張として屢々説かれているところであるが、七二四条の趣旨・目的としての「法律関係の速やかな確定」の手段としての除斥期間と、その対象とされる損害賠償請求権の権利としての性質とは、どのように連絡することになるのか。²²⁾

前にみたように、旧時の時効説が次第に除斥期間説に傾斜して現時通説に移行するに至った最大の論点は、中断ないし停止の問題にあった。この中断・停止（およびそれに先行する両期間の適用範囲の区分の問題）の問題の処理自体が合理的であったかどうか、またこの問題を、期間経過の効果（権利の絶対的消滅の可否）あるいは主張方法（援用の要否）ないし起算点（権利行使時が一定事実時か）の諸問題と一括して除斥期間と扱う必要がはたしてあったのか。現時通説の傾向に内在する未解決の課題は、なお少くないように思われる。

(1) この点で、近時通説が三年期間の時効としての性質を無条件に肯定し、それを前提として二〇年期間の除斥期間性を導きだすのに対して、前掲吾妻論文が、七二四条全体としての除斥期間的処理を主張しているのは、少くとも原理的には一貫した見方である。

(2) 時効は、その期間経過が効果の実質的妥当性（権利行使の機会を確保し、あるいは権利消滅の蓋然性を高める、といったように）を保証するのに対して、除斥期間は、それに優先する迅速確実な法律関係処理の要求から、一般の時効期間よりも短期間に定められることが多い。吾妻説が依拠するとおもわれるグラヴァイン自身も、法的性質の不明な期間の扱いについて、原則の時効期間よりも短期な諸期間については、その短期性が当該期間の除斥期間としての性質を推測させる一徴標となることを指摘している。Gravain, S. 212. 原則の時効期間を倍加した除斥期間という構想は（後掲東京高判昭五三・一二・八の判旨参照）、いささか異様なのである。

(3) 現行民法総則中の時効の章の起案を担当した梅謙次郎は、その後の民法要義の著述において、七二四条の二〇年期間を時効と解しながら、その期間の長さについては、「第百六十七條第一項ニ於テ債權ノ普通時効ヲ十年トシタル以上ハ本條末段ノ

二十年ハ或ハ之ヲ改メテ十年トスルヲ可トスヘキカ」と立法論としての疑問を提示している（要義巻之三・九〇五）。

梅は、現行一六七条一項による債権一〇年時効制の採用については、衆議院の法案審議に際して強硬に反対して二〇年原則論を主張し、この立場はその後も一貫していると思われる（要義巻之一・三五六参照）ので、要義巻之三における提言を、どのように理解すべきかは問題がある。とくに不法行為という分野については一〇年時効を相当と考えたのか、あるいは単に一六七条一項との不調和を問題視したのか、あるいはそのことから生じうる解釈の混乱―現にみられるような―を予想したのか。いずれにしても、梅が問題としているのは、時効期間の長短であって、時効か除斥期間かという性質の問題ではない。

(4) 判タ三七八・九九、訟務二五・四・九五七。拙稿「近時判例における民法七二四条後段所定の二〇年期間の問題性」一一一参照。本判決についての椿評釈は前掲第二章注(18)参照。

(5) 七二四条後段の二〇年が、一般の時効期間を倍加した特殊な長期であるとする理解は、旧時の民法学説にもみられ、近時の除斥期間説判例にも屢々登場する表現であるが、これが立法沿革上の事実と反することを指摘するのは、柳沢秀吉「不法行為責任に関する二〇年の期間制限」金融商事判例研究六二二・五二。なおこの点は後述次章第一節参照。

(6) この点については、大阪地判・昭六二・九・三〇（判時一二五五・四五、予防接種ワクチン禍大阪訴訟第一審）が、前掲東京高判とは逆の観点から三年、二〇年両期間をともに時効と解し、その援用を権利濫用と判示していることが注目される。判旨は次のようにいう。

「民法七二四条後段について、被告は、これを時効とは性質の異なる除斥期間であると主張する。右のような考えは、同条前段の短期時効が被害者の認識（主観的事情）により左右されることに鑑み、画一的基準を定めることにより法律関係の速やかな確定を図ろうとすること等を根拠とするものであるが、同条項の定める二〇年期間というものは、法律関係の速やかな確定を図る期間としては長すぎ、同条前段と同様、被害者保護の見地から、起算点を被害者の主観にかかわらず規定する代りに長期時効を定めたものと解するのが相当であり、当事者の何らの援用を要しない除斥期間とみることはできない」。

(7) 加害者の側において被害者の認識を妨げる行動にでる事例も現実には多い。かかる加害者から被害者の認識があった旨を主張して短期時効を援用することが、信義則違反ないし援用権の濫用として処理される事例に属することは周知のとおりである（前掲平成元年最判の事案でも原審は、被害者の認識を妨げた加害者側の態度から、時効援用を信義則違反・権利濫用と判示）。ともあれ、ここでは、被害者の認識という特殊な起算点の設定が、三年時効の適用を制約する機能を果していることが注目される。

(8) ドイツ民法八五二条の制定経緯については拙稿「不法行為による損害賠償請求権の時効起算点」一二二参照。Protokolle

II. S. 611

(9) 幾代・前掲民法総則六〇三。

(10) このような非現実的想定は、すでに法典調査会における討議に登場している。原案七二三条但書の二〇年期間について、権利者が「知ラナケレハ百年テモ二百年テモ権利カ生スルカラ」(梅、あるいは「但書ヲ削ルト百年後テモ夫レカラ三年ノ間ハ往ケル」(穂積)といった発言参照(民法議事速記録四一一二三八)。

不法行為責任については、時間経過とともに立証責任を負担する請求者において、請求の維持が困難となるもので、損害・加害者を知らない被害者から百年、二百年後の権利主張を想定することが、すでに現実的ではない。

(11) 通説のように、三年期間の起算点の特異性から二〇年期間の存在理由を導く論理は、便宜かつ安易な説明の方法ではある。しかしこれでは両期間の形式論理上の連結が示されるだけで、各期間のそれぞれの立法趣旨は明らかとされない。通説は、各期間の法的性質を法文から離れて実質的に判定すると主張しながら、実際には法文の段落に依拠して無意識的に前段を原則、後段をその例外として形式的に処理しているのではないかと、との疑がある。

(12) 近時学説は、除斥期間にも停止事由を次第に広く導入しようとする(前掲中川説も除斥期間の停止の可能性は否定しない)。このことは、複雑な起算点の採用と同様に、期間経過の職権判断を困難化する。

(13) 近時の多くの判例事案にみられる過失、不作為、継続的加害行為などの不法行為における起算点決定の困難性については、拙稿「二〇年期間の問題性」で指摘したとおりである。

(14) 松本克美「民法七二四条後段の二〇年期間の性質と信義則違反・権利の濫用」ジュリスト九五九・一一二は、原告にとって不意打ちとなる危険と裁判所に対する期待の裏切りを指摘する。

なお援用制度の根拠については、拙稿「時効の制度倫理と援用の問題」法研六一・四・五八以下参照。

(15) 福島地裁いわき支判・昭五八・一・二五(判タ五〇六・一四二)は、傷害事件の加害者より行為後二〇年経過した後になされた謝罪——債務承認——の効果が争われた事例である。判旨によれば、被告は「時効完成後に本件不法行為事実を自認し、その債務を承認したものであり、このような場合は、時効完成の事実を知っていたときはもろん、知らなかったときでも、信義則に照らし、その後右債務についてはその時効を援用することは許されない」というべきである。なお、不法行為に基づく債権の二〇年の消滅時効期間(民法七二四条)について、これを除斥期間と解する説もあるが、そのように解したとしても右の結論を否定する理由はない。本判决については拙稿「二〇年期間の問題性」法研六〇・二・九六参照。

(16) 平成元年最判と同様に、東京地判・昭五六・二・二三(判タ四四一・一二五)は、「民法七二四条後段は前記のとおり除

斥期間を定めたものと解するのが相当であるから、「援用」という行為を観念する余地がなく、原告の右主張は、その前提を欠き、主張自体失当である」と判示して、原告からの権利濫用の主張を斥けている。

これに対して、前掲福島地裁いわき支判・昭五八・一・二五、福岡高裁宮崎支判・昭五九・九・二八（判時一一五九・一〇八一）最一小判平元・一二・二二の原審、名古屋地判・昭六〇・一〇・三二（判時一一七五）などは、時効説に立ちつつ、かりに二〇年期間が除斥期間であると解しても、信義則違反、権利濫用の結論は変わらない、とする。

裁判官が当事者の援用をまたず職権により期間経過を判断できることと、その判断に際して当事者間の具体的事情をどの程度顧慮すべきかとは別個の問題であり、援用を要しないという除斥期間の性質から、信義則ないし権利濫用の法理が直ちに排斥されるわけではない。この点で、前掲平成元年最判や昭五六東京地判が、形式論理的に原告の抗弁を排斥している理由づけは説得力を欠く（ただし前記最高裁判決は、事案について、原審判決と異り、加害者たる国側の被害者に対する対応に信義則違反・権利濫用がないと評価しているのではないかと推測されることについては、拙稿・前掲私法判例リマックス七九参照）。除斥期間と信義則・権利濫用の法理との関係については、拙稿前掲「二〇年期間の問題性」法研六〇・二・一〇三参照。松本克美・ジュリスト九五五・一〇九、半田吉信・民商一〇三・一・一三一も、ともに前掲最高裁の判旨に批判的である。近時学説が除斥期間について停止事由を許容する傾向にあることも、当事者間の具体的事情に応じた妥当性の確保を留意したものであろう。

(17) 通説は、二〇年期間を三年期間の延長の最大限の枠として想定するから、三年期間が未经過の場合に二〇年期間により権利が消滅することを当然視する。そうすると不法行為後一七年目からあとの三年間は、被害者が損害・加害者を知った場合にも、三年期間それ自体としては無意味になるし（二〇年除斥期間の優先）、もしも逆に、このときにも被害者が損害・加害者を知った時点より三年期間のみが適用されるとすれば（三年時効の優先）、二〇年期間の除斥期間が無意味なものとなる。かりに一七年目に被害者が知った場合には、期間経過の効果は、いずれの期間によって定まることになるのか。

現実の事例に即して両期間の競合適用を肯定するとすれば、両期間経過後になされた承認や弁済の効力は、通説においてはどのように扱われることになるのか。

(18) 前出注(16)の諸判決参照。

(19) 判例にあらわれた期間競合の問題については、拙稿・前掲「二〇年期間の問題性」法研六〇・二・九六以下参照。

(20) 停止事由を除斥期間に広く類推すべきことを説くものとして、我妻栄・新訂民法総則四三七、川島武宜・民法総則五七四などがある。我妻・同上四二八は、除斥期間は権利の行使に着手するまでの期間として、その期間内に訴を提起すればよい、

と説く。四宮和夫・民法総則（四版）三三〇は、裁判上の権利行使の結果として保全・確定された請求権については、一七四
条ノ二により改めて時効が進行することになるから、請求権の除斥期間については、実質上は裁判上の請求による中断がみと
められるともいえる、と説く。

起算点の解釈をめぐる近時の除斥期間説の新たな動向については後述第六章参照。

(21) 二〇年間の性質をめぐる近時の論争において特徴的なことは、七二四条の解釈方法がきわだつた対照をみせていること
である。除斥期間説が多く規定の趣旨・目的を強調するのに対して、時効説を採る判例は、主に規定の沿革や文言を直接の論
拠とする。例として大阪地判・昭五三・三・三〇（訟務二四・七・一三九六）、東京地判・昭五六・九・二八（判時一〇一七・
三四）、前掲福岡高裁宮崎支判・昭五九・九・二八などの時効説判例参照。

(22) 川島「時効および除斥期間に関する一考察」（民法解釈学の諸問題所収）一五七は、請求権について時効を認めることは、
その権利の特質から適切であるのに対して形成権については時効を認めることは奇妙な結果となり、形成権に除斥期間を認める
ことは何の不都合も生じないのに反し、請求権にこれを認めることは奇妙な結果を生ずる、と説く。

例えば幾代・前掲民法総則六〇五が、請求権は、その性質上形成権と異り、「一回かぎりの固定的な権利行使期間という概念
じたいを受けつけない」故に、請求権のいわゆる除斥期間とは、「より直截に消滅時効期間である」との解釈を支持する一方
において、同・不法行為三二八が、七二四条の二〇年を時効期間ではなくて除斥期間と解する説を有力として援くとき、これ
をどのように受けとめるべきであろうか。この点の矛盾を指摘するものとして、新美育文「クロム職業病判決の因果関係論と
時効論」ジュリスト七五八・七七。

五 理論構成の試み

現時の通説は、七二四条後段の二〇年期間を、前後の三年短期時効による法律関係の速やかな確定という趣旨を貫
くために設けられた期間延長の限界と捉える。この見方では、二〇年期間は、あくまで三年期間の系として機能する
ものであって、独自の存在理由を持つものではなく、三年期間の浮動性に対応する二〇年期間は、画一的かつ絶対的

であるべきで、中断や停止（あるいは起算点の後退による）期間の延長は、本来あってはならない性質のものとなるであろう。しかしこのような論理は、一つの理念的主張として一貫性があるとしても、七二四条の規定内容と一致するものではなく、その現実の制度運用や結果の妥当性の上でも疑問が多いことは、前述のとおりである。ここにおいて、現時の通説の観点を基礎づけるにいたった諸要因に留意しながら、あらためて二〇年期間の理論的構造を説明する必要がある。はたして二〇年期間に独自の存在理由がないか、あるとすれば、三年期間のそれとどのような関係にたつものか、また二〇年期間が時効として中断があるとすれば、その中断はいかなる意味に理解されるべきものか、七二四条は、その総合的意味として、どのように解釈されるべきものか、といった点について、以下に検討を試みよう。

（一）原則時効期間としての二〇年期間

七二四条後段の二〇年期間を時効と解していた旧時の民法学説が、立法の沿革、法の文言に合致し、比較法上も自然な解釈であったことは、疑う余地はない。問題は、ここで二〇年期間を時効として定立したことの客観的合理性にある。

契約関係に立つ当事者間においては、とくに約定された給付請求権の存在と期限到来の時期は当初から明らかである。権利行使上の障害がないのが一般であるのに対して、予期しない情況下に突然に生起する不法行為の被害者にとって、その即時の権利行使、とくに訴の提起は期待できない。不法行為の事実を被害者が直ちに知りえないことも多いし（過失による加害者ないし賠償義務者の側でも知らない場合がありうる）、原則として不法行為の成立要件全般にわたる立証責任を負う被害者にとって、訴の提起が合理的に期待される程度にまで自己の損害賠償請求権の存在とその行使可能性を知るためには、相当の時日を要することが稀ではない。¹⁾さらに現実の訴の要否は、被害者・加害者間の事前の協議交渉の進展にかかることが多く、その間の解決（和解・示談等）の可能性は、きわめて流動的である。このよ

うな立場にある被害者に対して、その権利を実現するのに充分な機会を保証し、かつ一定期間の経過後に権利の上に眠れる者としての責任を問えるためには、期間制限はかなり長期に定める必要がある、ということになる。ここにおいて、不法行為責任に二重期間制を採用している多くの立法例は、その長期を原則時効期間に合わせて規定しているのであり、わが民法七二四条後段も、その例にならったものと理解される。もとより立法政策としては、これが唯一可能な方法というわけではなく、近時のドイツ法務省の債務法改正案にみられるような技術的改正案もあるし、⁽²⁾ 長短二重期間制について、その長期を除外期間として立法することも、その立法論としての合理性は別として、考えられないではない。⁽³⁾ しかし七二四条が、その母法であるドイツ民法草案（およびその先駆であるプロイセン民法）の時効規定を、時効規定として継受している事実は否定できないし、それ自体として合理的選択であったということができる。⁽⁴⁾ ところがわが民法は、七二四条後段において二〇年の長期時効を設けながら、一六七条一項に「債権ハ十年間之ヲ行ハサルニ因リテ消滅ス」と規定したところから、そしてこの一〇年時効期間が債権一般の通則の時効期間として広く解釈されてきたところから、七二四条の二〇年期間の意味が、民法の原則時効との関係において問題視されることとなった。二〇年期間は民法の原則時効期間を倍加した特別な長期であると理解するいわゆる倍加論がこれである。⁽⁵⁾ 民法典の時効法体系上のこの二〇年期間に対する異和感が、おそらくは現時の通説に共通する一つの心理的背景となっているものかと想像される。

しかし一六七条一項の債権一〇年時効は、第九議会に提出された民法中修正案一六七条「所有権以外ノ財産権ハ二十年間之ヲ行ハサルニ因リテ消滅ス」とされていた原案について、取引上の各種債権について特別の短期時効を定めていた従来の旧法・旧慣（とくに出訴期限規則）と二〇年との隔差を顧慮して加えられた修正であり、それ以外の債権——とくに事務管理、不当利得、不法行為などの法定債権——に関する時効規定は修正の対象とされず、原案の原則時効期間をうけた二〇年規定は、取消権（一二六条、詐害行為取消権（四二五条）、詐害行為（原案七二三条）などの諸規定

において維持されて現行法となっている。⁽⁶⁾ すなわち一六七条一項の債権一〇年時効は、その文言の広さにも拘らず、実質的には取引上の債権について原則の二〇年期間（二六七条二項）を半減した特則であり、修正されなかった七二四条後段の二〇年期間は、原則時効期間の採用という意味では、同一法系の諸外国の立法と変るところはない、⁽⁷⁾⁽⁸⁾ ということになる。

(二) 特則としての三年時効

このように七二四条後段の二〇年期間は、民法の原則的時効期間の発現であり、時効としての通則に従うものであるとすれば、それに対して同条前段の三年期間をどのように理解するか、この長短両期間相互の制度的関係をどうみるかが、あらためて問題となる。

三年期間の性質を時効と解する点で、学説はほぼ一致するが、その規定の趣旨をどのようにみるかについては見解が分かれている。証拠上の理由や被害者の感情などの理由が多く援かれているけれども、筆者は、損害・加害者を知った被害者と加害者との具体的事情についての利益衡量が、この短期時効の合理性を支えているものと考えている。⁽⁹⁾

すなわち損害・加害者を知り、損害賠償請求権を行使できることを現実認識している被害者が、なお相当の期間内に権利を行使しないならば、この事情を知った相手方たる加害者にとっては、権利者側のかかる態度から権利放棄と宥恕といった免責の期待をもつことが自然であり、この信頼は保護されるべきものである。はたして、いつ、そしてどの範囲にまで責任を負うのか不安定な立場にある加害者と、現実に権利行使の可能性をえた被害者との上述の関係を勘案して、法は原則である二〇年時効の完成をまつまでもなく、三年の短期時効で足りる、としたものと解される。この意味で、一般的関係における二〇年時効の原則的適用を前提とした上で、被害者・加害者間の特殊な事情がある場合にのみ、三年時効が特則として働き、その限りにおいて時効完成時期が早められるのであって、通説の主

張するように、三年時効に付随する延長の枠として二〇年期間が設けられたものではない。¹⁰⁾

このように、加害者が三年時効による早期の免責をうるためには、被害者に現実かつ具体的な権利行使の可能性の認識があることが必要であるが、かかる被害者の内心的事実を相手方たる加害者の側から主張し立証することは必ずしも容易でなく、その援用の困難さからして、この一見便宜な短期時効の運用には、何等かの特殊な推定を用いまいかぎり、制度的限界があることは前述のとおりである。¹¹⁾ もしもこの短期時効について、運用の便宜のために起算点を拡大して被害者の認識を安易に擬制するならば、被害者は、少なくとも原則時効の範囲において保護されるはずの権利を、理由なく短期間に失う危険にさらされることになる。¹²⁾ これに対して、原則時効としての二〇年期間は、当事者間における具体個別的事情を排除するという要件の抽象的一般化ないし客観化が義務者の援用を容易にする反面、長期間の設定が権利行使の機会を保證するという構造をもつ。

通説が三年時効を原則視し、その適用を前提として二〇年期間を理由づけることは、単なる説明の方法の便宜としては許されるとしても、制度体系としては逆転した論理構成であるだけでなく、民法の予定する権利保護の基本的要請に背馳するおそれなしとしない。

(三) 両期間の関係

七二四条における三年と二〇年両期間の意味がこのようなものであるとすると、この両期間は、不法行為をめぐる同一の生活関係を、時効という共通の法技術によって処理するものでありながらも、その規制対象の中のいかなる要因を重視するかという価値判断の基準が異なるのであって、この点が適用場面の差異として現れることになる。

すなわち、三年時効は、あくまでも被害者と加害者との具体個別的な事情に着目し、現実に権利行使が期待される状況にある被害者の、具体的な権利行使上の懈怠を帰責の根拠とするものであるのに対して、二〇年時効は、被害

者の権利認識とか加害者の信頼といった個別具体的事情を捨象して、不法行為の時より二〇年を経過する間に、被害者は通常その権利を認識し行使できるであろうという一般的・客観的な権利行使の可能性を予定するものといえる。ここでは二〇年という原則時効期間が、その間の権利実現の可能性を保証しているのであって、被害者がいつどのようにして権利行使が実際に可能となったかは問題とされず、たまたま被害者が期間経過までに権利行使の可能性を知らなかったとしても（その事情が停止事由に該らない限り）、その可能性が客観的に保証されていた以上は、時効の完成に対して権利不知を抗弁することは許されない。被害者は、二〇年時効においては、その長期間が保証する一般的客観的権利行使可能性に即応して、いわば権利行使について抽象的懈怠の責を負うことになる。

このように三年と二〇年の両時効において、その規範的判断の基礎となる利益衡量の要因が異なるものであるから、その適用についても、両期間はそれぞれ独立して扱われ、競合・重複する場合も当然考えられることになる。具体的にいえば、例えば末川説が、三年と二〇年をとともに時効と解しながら、被害者の認識の有無に依じて、両期間の適用領域を平面的に分断したのは、両期間の適用の次元が異なることを無視したものであって、その帰結として、二〇年期間を権利行使の機会―従って中断―のありえない時効と措定する背理を導きだすことになり、これがさらに「権利行使の可能性を予定せざる」除斥期間という構成（中川説）にまで連なっていることは、前述したところである。⁽¹³⁾

それでは、三年と二〇年の両時効が独立して進行するとみるならば、その相互の関連はどのようなものか、とくに中断の問題について以下に考察しよう。

（四） 両期間の中断の問題

通説は二〇年期間に中断がないと説くけれども、それが末川説のように、實際上中断が稀有であるとの意味であれば、これは前述のように元来中断できない場合に二〇年期間の適用を限定しているからであるし、吾妻―中川説のよ

うに中断を認めるべきではないとの意味ならば、これは二〇年期間が除斥期間でなければならぬとの主張ないし提言でしかない。しかし二〇年期間が民法の原則時効であり、中断の通則に従うものである以上は、二〇年時効の中断可能性は当然に予定されているとみるのが自然である。問題となるのは、二〇年期間の中断と三年期間の起算点および中断とのかわり合いと、中断の効果として中断後に更新される期間をどう扱うかである。

前述のように二〇年時効は、被害者の認識の有無にかわりなく、権利の一般的・客観的行使可能性に対応して、不法行為の時より——請求権の成立時より——進行を開始する¹⁶⁾。二〇年期間の進行中に被害者がたまたま損害・加害者を認識したとしても、その時点から三年時効が別個に進行を開始するだけであって、その被害者の認識によって進行中の二〇年期間が当然に中断されるわけではなく（ただし例えば加害者の承認によって被害者が損害・加害者を知った場合には、承認が中断事由として二〇年期間を中断することは別問題である）、また被害者の認識によって二〇年期間が三年期間一本に吸収統合される理由もない。両時効は、それぞれ要件を異にし、被害者の認識時以降は競合して進行するとみられる。あるいは、被害者の認識によって権利行使の可能性が具体化した時以降は、三年時効のみが適用されるとみる余地も論理的にはありそうであるが、両時効にはそれぞれ運用上の難易があり、三年時効に適用すること合理的でないし、二〇年期間の満了直前に被害者が損害・加害者を知った場合に、二〇年の原則時効期間を超えて三年時効により権利保護が延長することは、奇妙な結果であり、二〇年時効の完成をまたずに短期の免責を認めようとした三年時効の趣旨にも反するであろう。

これを要するに、独立、競合して進行し完成した両期間について、そのいずれを援用するかは加害者側の自由であり、その選択の適否は、具体的状況における援用者の判断に委ねられているといえるであろう。

三年と二〇年の両時効が、それぞれ独立に進行し完成する以上は、それぞれの時効について時効を中断する必要を生じ¹⁶⁾、両時効は共通の中断事由によって中断されることになる。

中断によって、それまでに経過した期間が効果を失うという、中断の遮断効においては、両時効ともに変わるところはない。問題とされるのは、中断後にあらためて進行を開始する期間、すなわち中断の更新効の内容であり、原則として（一七四条ノ二のような特別のない限り）、従来の時効期間が中断事由終了時から、あらためて起算されることになり、三年と二〇年の期間がそれぞれ同一時点から起算されることになろう。¹⁷⁾ 実際には、中断事由の発生により被害者が損害・加害者を確実に知ったことの立証が容易になるから、加害者にとって三年時効を援用することが普通であり、中断後の更新効としては三年期間を考慮すれば足りるであらうが、二〇年の原則時効を前提として三年時効による特別な免責をはかるといふ七二四条の構造は、中断後も変化しないもので、中断後にもそれぞれの要件に対応して期間が進行し完成すると解するべきもの¹⁸⁾と考える。このことは、不法行為と同時に被害者が損害・加害者を認識した場合の両期間の進行と異なるところがない。

(五) 両期間規制の共通性

三年時効と二〇年時効とが、同一の生活関係について併行・重複して適用されるとみる立場においては、両期間の競合は当然に予想される事態である。通説が両期間の適用を法条競合的に区分して、各期間の性質に応じて異った規制を予定したことは、各期間の解決が矛盾・衝突を招くことになり、判例がその統合的処理のために苦慮を強いられていることは、すでに指摘したとおりである。

三年と二〇年の両期間は、ともに時効として共通の規制に従うから、援用・中断・停止などは各期間について同様に扱われるべきであるし、時効利益の放棄、承認、弁済、相殺などの諸効果についても、区別して扱う理由はないと思われる。両期間の規制の共通性は、期間競合の場面において、その具体的解決に統一した基準をあたえること¹⁹⁾になる。

(1) とくに不法行為による損害は、時間経過とともに次第に具体的に発展進行するものであるから、損害の内容や範囲の未確定性は、現実には被害者にとって権利行使上の障害・負担として作用する。損害賠償請求権は、その内容としての損害が確定しなければ請求できないものではないとしても、どの時点から権利行使が権利者に期待できるかは、加害行為の態容や損害の性質から、判定が困難なことが多い。

また近時の改正としてドイツ民法八五二条二項が、被害者・加害者間に賠償をめぐる協議交渉の進行中は時効の停止する旨を規定したことも注目される立法である。拙稿「信頼保護の法理」九九以下。

(2) ペーターズ、ツィムマーマンらによるドイツ民法債務法改正意見書における時効草案は、従来の伝統的三〇年時効を土台として各種短期時効を複雑に組合せた現行の時効体系を改めて、二年の原則的時効(草案一九五条)が請求権成立時より進行するものとして(同一九六条)、時効期間の著しい短縮と統合をはかる。その反面において権利者の保護のために停止事由を拡大して、例えば権利者が重過失なくして義務者、権利内容、権利の原因を知らない間は、時効は進行を停止するものとし(同一九九条)、停止による期間延長の最大限を一〇年とする(同一〇八条)。*Gutachten und Vorschläge zur Überarbeitung des Schuldrechts, Bd. I, 1981, Peters, Zimmermann, Verjährungsfrist, S. 315ff.*

この改正草案では、従来の不法行為責任に関する時効規制、とくに被害者の認識時より進行する三年の短期時効(八五二条一項)や協議進行中の時効停止(同条二項の新設規定)の合理性を肯定して、これを原則にとり入れたものとされている(§. 329)。なお同意見書の紹介・研究として下森定編著「西ドイツ債務法改正鑑定意見の研究」(時効の項につき半田吉信・同書四五頁以下)がある。

とくに注目される点は、行為時より三〇年という従来の八五二条の長期時効が、本草案においては、請求権成立時(したがって損害発生時)より二年(被害者不知の停止事由と結付いて最高限一〇年)に改められることになり、権利者に権利行使の機会を保持しながら、時効期間を大幅に短縮するもので、従来の二重期間制の難点(長短期間の不調和、またとくに長期における起算点の先行と期間の長期化のディレンマなど)を回避する工夫が試みられていることである。もっとも、かかる停止事由が取引上の債権にまで一般化できるかどうか、原則としての二年期間が、停止による延長をみこむとしても、複雑多様な展開をみせる不法行為の諸事例における被害者の権利保護に充分かどうかは、疑問なしとしないけれども、従来の二重期間制そのものや、次第に錯綜の度を深めている現行時効体系に対して基本的見直しを要請するものとして、示唆的な提案と評価できる。

(3) ドイツ民法八五二条の制定に際して、その第一草案七一九条二項に時効期間 *Verjährungsfrist* とある原案を改めて、請

求権が消滅する *erischen* 旨規定するべきであるとの提案がなされたが、ここで除斥期間により時効の一般原則を破る必要性も合理性も認められないとの理由で、この提案は斥けられている。Protokolle II, S. 611

(4) プロイカーは、ドイツ民法八五二条の審議に際して前記の除斥期間立法の提案が委員会で否決されたことを評している。

「何故ここで一般時効を棄てなければならないか、その理由がない。諸他の請求権が時効の原則に服するのに、不法行為による請求権にかぎって、何故三〇年後に全く消滅することになるのか、またその消滅を職権により判断しなければならないのか。本条の三〇年期間が時効として立法されたのは、*「すこぶる至当なことである」*。Breucker, Die Verjährung der Ansprüche aus *unverlaubten Handlungen*, 1934, S. 37

(5) 前章注(5)参照。

二〇年期間を時効と解した旧時の学説にも、この倍加論は登場する。

例えば鳩山秀夫・日本債権法各論(九四八)「長期消滅時効ノ期間ガ債権一般ノ消滅時効期間ニ比シテ倍加セラレタルハ事實上權利ヲ行使シ得ザルニ拘ラズ尚時効ノ進行ヲ認ムルガ故ナリ」あるいは我妻栄・事務管理不当利得不法行為二一四「事實上權利を行使し得ざる時期から消滅時効を進行せしむる為め普通の期間を倍加したのである」といった説明がこれである(傍点・筆者)。これらの記述は、直接には二〇年期間の起算点である「不法行為ノ時」と權利行使可能性の一致しないことを前提として、長期間設定の必要を説くのであるが、その起算点の特異性ととも、ここに普通の時効期間を倍加した特別な長期間という認識は、民法典の時効法体系における特異例として、除斥期間的構成に接近する契機をはらんでいる。二〇年期間がこのような特別異常な長期であると仮定すれば、これを停止や中断によりさらに延長を認める解釈には、かなりの抵抗感があってもおかしくないであろう。

(6) 一六七条における債権一〇年時効の成立の経緯ならびに七二四条などの二〇年期間の残留した事情については、拙稿「民法一六七条における債権一〇年時効制の立法史的意義とその現在の課題」(法研六〇・一〇・三一以下参照)。

一六七条一項の原則性に疑問を提起し、民法前三編についてみると、「債権の問題を別にすれば、普通時効は一〇年ではなく、二〇年とされていた」と指摘するのは、柳沢「相続回復請求権の消滅時効」(名城法学一九八〇・三・六六。一六七条の「債権」自体についても、一〇年時効の原則性には疑問がある)。

(7) 前記鳩山・我妻説のように、事実上權利行使不能な起算点をとる故に普通の時効期間を倍加する必要があるとすれば、諸外国の立法例では、不法行為責任についてはそれぞれの原則時効を倍加することになりそうであるが、そうならないことは、諸わが民法一六七条の一〇年期間が特殊な事情に基づく短期の特則であった事実を意味する。

(8) 民法修正案理由書七二三条(現七二四)の項に「如何ナル場合ニ於テモ不法行為ノ時ヨリ二十年ヲ経過シタルトキハ賠償ヲ請求スルコトヲ得サルモノ」との記述から、二〇年期間を除斥期間を定めたものと読むこともできそうであるが、この記述が不正確であり、これが一般時効の意味であることは、同条但書が原案一六八条を引用していることから明らかであり、審議に際しても二〇年の時効たる性質は自明のこととされている。理由書の執筆を担当した松波・仁保・仁井田三名の共著・民法正解五〇二においても、この二〇年が「時効ノ通則」に従ったものである旨が明言されている。

(9) 拙稿「不法行為責任の短期時効と信頼保護の法理」法研五九・六・八九以下。

(10) 三年時効は二〇年時効と競合して進行し、二〇年時効より先に完成しうる反面において、三年時効とは独立に二〇年時効が完成しうる意味で、二〇年時効は三年時効を枠づけることになるけれども、両期間が時効として中断・停止などにより完成時点が当初の二〇年を越えうる点で、この枠は通説の説くように画的・固定的なものではない。

(11) 前章(三)参照。

立証すべき被害者の認識と推定の問題については、拙稿「不法行為による損害賠償請求権の時効起算点」法研四四・三・一五三以上参照。

(12) この点で被害者の過失不知は、被害者の認識と同等に評価することは許されないし(通説もこの命題は肯定するようであるが、error jurisの扱いについては問題がある)、公害や職業病における進行性被害や後遺症などの事例について被害者の認識の判断に多くの下級審判決が慎重な態度を示していることが注目される。

この問題に関連して、前記ベータース、ツィムママンの提案する時効改正草案一九九条が、重過失のない権利者の不知を停止事由として扱っていることが興味深い参考例となる。§ 199 Die Verjährung ist gehemmt, solange dem Berechtigten ohne grobe Fahrlässigkeit Schuldner, Grund oder Gegenstand des Anspruchs unbekannt bleiben. Dies gilt nicht, sofern gesetzlich ein besonderer Zeitpunkt für den Beginn der Verjährung festgelegt ist.

(13) 前出第三章注(6)参照。

(14) 前掲・中川・志林三六・八・四八。

しかし行使の機会のない権利について、その存続期間を定めることは元来無意味なことで、これを除斥期間とみることは、結局は前段の三年期間に付随してのみ、この二〇年期間の存在理由を求めることになる。

(15) 二〇年期間の起算点については、時効説でも除斥期間説でも、見解が分かれているが、筆者が請求権成立—損害発生時説をとることにしているのは、前掲拙稿「不法行為による損害賠償請求権の時効起算点」一五八参照。

(16) 不法行為後二〇年経過する直前に被害者が損害・加害者を知ったとき、中断を必要とするのが二〇年時効であることは、前掲柳沢「期間制限」五二の指摘するとおりである。

(17) 学説としては、中断による長期時効の遮断効を肯定しつつ、更新効は短期時効についてのみ発生するとして、中断後には長期時効が短期時効に統合されるとする立場もある。例えばスイス債務法六〇条の解釈として Schwander, Die Verjährung außervertraglicher und vertraglicher Schadensersatzforderungen, 1963, S. 23.

(18) 民法は長短時効の扱いに区別を設けず、中断や停止の事由も共通しているところから、中断後の更新期間としては、実際上は短期のみが問題となるが、長短時効において援用の要件や中断、停止の扱いを異にするような立法例においては、各期間の独立した更新を考慮せざるをえないことになるであろう。

(19) ただし、三年と二〇年との両期間が、ともに時効として共通の規制に従うとしても、各期間がその要件上の特殊性をもつことは当然で、とくに加害者・被害者間の具体的事情に着目する三年期間の起算点の確定については、当事者関係に対する信義則・権利濫用法理などの判断が重要な役割を荷うことは、特徴的といえるであろう。

六 学説の現況と展望

ここで、七二四条後段の二〇年期間をめぐる学説と判例の現況にたちもどろう。わが民法学が、昭和初期において、とくに同条前段の三年期間の解釈・適用を中心課題とする理論的解明を進めるに伴って、三年期間との関連性の上から二〇年期間の特殊な内容が次第に意識されるようになり、これが除斥期間説として旧時の時効説にかわり、民法学の主流となったことは、前述のとおりである。この当時における学説・実務の理論的そして実践的関心は、もっぱら三年期間に集中しており、二〇年期間の問題は、三年期間を主軸とする理論的系の中で、つねに傍論として扱われるに過ぎなかった。実際に二〇年期間の適用をみるのは稀有のケースであり、学説の想定する事例は多く非現実的であり、二〇年期間論は、おのずから講壇的ドグマの色彩をおびることとなった。

しかし、昭和四〇年代後半以降において、事情は変化する。すなわち、当時第二次大戦直後に行われた農地改革による買収売渡処分の効果を争う国家賠償請求の訴訟が各地に急増し、さらに登記過誤や再審無罪判決にかかわる訴訟、また予防接種事故やクロム災害、じん肺訴訟といった公害・鉱害・職業病事件など、多くの困難な事例に裁判所が直面するにおよんで、民法学がおかれた理論的情況は、従来と異なる段階にあることが明らかである。通説が、二〇年期間を除斥期間とする従前の立場を堅持していた時期において、判例が時効説と除斥期間説に分かれ、具体的事件処理に際して、期間の起算点の確定に苦慮し、また期間経過の抗弁に対する信義則・権利濫用法理の適用について動搖をくり返してきた事實は、この間における実務の切実な理論模索の努力を物語るものといえよう。

学説についてみれば、このように新しい事態の認識に立脚して、従来の通説に対する批判ないし反省として、現在の時点においては少数説ながら、二つの新しい理論の流れを見出すことができる。その一つは、時効説の再構築の試みであり、⁽¹⁾他の一つは、除斥期間説における起算点論の新たな展開である。⁽²⁾この二つの流れは、その論拠や基本的構成、あるいは個別の論点において一致するものではないが、⁽³⁾従来の通説である除斥期間説による二〇年期間の機械的画一的処理—その結果としての私権保護の一律な切り棄て—に反対し、⁽⁴⁾具体的事例における被害者保護の要請にこたえようとする方向において共通する。とくに後者の提起する起算点の問題は、実務上もっとも争われる要点であるだけでなく、二〇年期間の全体的意味としての法的性質にかかわる重大な問題である。

周知のように、二〇年期間の起算点である「不法行為ノ時」の解釈については、原因行為時説と請求権成立時（損害発生時）説とが、時効学説上古くから対立しており、現在もなお決着をみない論点であるけれども、除斥期間説においては、原因行為時起算を当然視するのが従来の一般の見解であった。これを承けて、除斥期間説に立つ多くの判例は、起算点として「加害行為が事実上なされた時」という指標を提示したのであるが、⁽⁴⁾現実の加害行為や損害の状態が多様複雑なところから、その認定は容易でなく統一を失っているのが現状である。時効説においても、起算点を

原因行為時に求める立場（この立場は、同一法系の立法における時効論の主流であったし、わが民法の時効説においても同様である）、においては、程度の差こそあれ、従来の除斥期間説に共通する難問を内蔵する⁽⁵⁾。ともあれ、時効説において問題とされてきた起算点の決定基準が、最近の除斥期間説のうちに再現していることは、今後の学説の展開について注目されるべき現象といふべきであらう⁽⁶⁾。いかなる起算点をとるかによって、想定される時効、除斥期間の内容は著しく異なったものとなるのであり、起算点の問題は、結局は期間全体の意味づけとして法的性質の問題にたづならざるをえない⁽⁷⁾。われわれに現前する新たな事態に対処すべき起算点の確定基準を求めるといふ課題を通して、七二四条後段の二〇年期間が時効か除斥期間かという古典的問題は、いまひとつ新しい局面に移行するものと思われる。

(1) 私見と結論を同じくして、二〇年期間を時効とみる立場ないしそれに接近する見解として、菅見の及ぶかぎり、以下の諸説をあげることができる。

柳沢秀吉「不法行為責任に関する二〇年の期間制限」金融商事判例研究六二・四九以下（昭五六）。なおこれに先行する二〇年期間の研究として、同「相続回復請求権の消滅時効」法時一九七九年九月一五一、名城法学二九・一一二・二七以下。

石田喜久夫「消滅時効と除斥期間」法学セミナー三二八・一二二以下（昭五七）。

新美育文「クロム職業病判決の因果関係論と時効論」ジュリスト七五八・七四以下（昭五七）。同「不法行為損害賠償請求権の期間制限」法時五五・四・二七以下、五五・五・一〇六以下（昭五八）。

徳本伸一「民法七二四条における長期二〇年の期間制限の性質について」金沢法学二七・一一二・二三七以下（昭六〇）。

松久三四彦「民法七二四条後段の二〇年の期間の性質」ジュリスト九五七・八三以下（平二）。

松本克美「民法七二四条後段の二〇年の期間の性質と信義則違反・権利の濫用」ジュリスト九五九・一〇九以下（平二）。

半田吉信「民法七二四条後段の法意」民商一〇三・一・一三一以下（平二）。

(2) 除斥期間説に立ちながら、起算点を損害発生時あるいは権利侵害時に求めることにより現実の不法行為の多様性に対応すべく特殊な配慮をはかるものとして、以下の諸説がある。

石田稜・民法講義6三九〇以下（昭五二）。

浅野直人・新判例解説・判タ三九一・五三以下（昭五五）。同「不法行為による消滅時効の起算点」ジュリスト民法の争点

II・二三五（昭六〇）。

川井健・不法行為法・民法教室二八三（昭五八）。

四宮和夫・事務管理不当利得不法行為（昭六一〇）。

- (3) 例えば新美・前掲「期間制限」(2)一〇は、二〇年期間が短期時効の中断による延長を制限せず、また援用を必要とする点で時効の性格を、二〇年それ自体に中断が考えられない点および相殺の自働債権にできない点で除斥期間の性格を併有すると説く。また徳本説二四六は、除斥期間に権利濫用法理の適用を否定するが、松本、半田説はこれを肯定し、前記平成元年最判の判旨に批判的である。

除斥期間説の立場より私見に対する批判としては、浅野・前掲新判例解説五四参照。

- (4) 例えば東京高判、昭五三・一二・一八（判タ三七八・九九）、仙台地判・昭五四・四・二七（訟務二五・八・二一九四）、大阪地判・昭五五・五・二八（訟務二六・九・一五六八）、東京地判・昭五八・二・二二（判時一〇九一・一一〇）など。

- (5) 権利成立前の原因行為の時を起算点にとすることは、権利行使不可能な状態での期間進行により、実質的には期間と削減することになり、権利行使の機会を保証するためには、長期の設定を必要とすることになる。起算点の先行と期間の長期化というディレンマの解決が従来の時効論の一つの課題であり、前記ベーターズ、ツイムマンらの改正案はこれに対する一つの回答を提示したものであるが、ここでもなお期間の相当性や、大幅な停止事由の運用をめぐって問題があることは前述したとおりである。

- (6) 単純な加害行為を前提とする原因行為時説が、過失行為や不作為あるいは継続的不法行為の処理において困難なことは従来も指摘されていたことであるが、近時しだいに意識されてきた進行性被害や後遺症を伴う継続的権利侵害、土地工作物その他の施設の設置保管上の責任あるいは共同不法行為といった不法行為の種々な場面について、原因行為時説がなおその基本的主張を維持できるかどうかは、疑問といわざるをえない。その反面において、損害発生時説においても、これらの諸問題について、いかに合理的に対処すべきかは、今日的課題なのである。

- (7) 前掲平成元年最判の事例は、不発弾処理作業中の事故による負傷に関するところから、加害行為の態容が比較的単純であり（この種の事故でも後遺症の問題はありうるし、事故後の側側の事故処理の態容は、全体としての加害行為の評価対象となる可能性がある）、起算点の判定基準は判旨に現われていない。しかしこの判決が明確に除斥期間説を表明したからには、これに従う今後の判例理論にとって、起算点の判定は、その判決の内容の具体的妥当性を保持する上で、死命を制する重要な問題とならざるをえないであろう。本判決を援いて、福島地裁いわき支判・平成二・二・二八（判時一三四四・五三）は、以

下のように判示している。じん肺による進行性被害における起算点決定の困難性に直面する除斥期間説の苦惱が、如実に読みとれるように思われる。

「被告は、右にいう『不法行為の時』につき、遅くとも原告ら元従業員が被告会社における粉じん作業から離れた日と解すべきである旨主張する。これは、『不法行為の時』をもって『加害行為がなされた時』と解するものであって、民法七二四条の文言には最も忠実かつ素直な解釈であると評することもできる見解である（このことは民法七二四条を鉱業法一一五条後段と対比するとき一層明らかである）が、これによるときは、本件のじん肺被害のように加害行為後長期間を経て初めて損害が顕在化するという場合には、被害者の救済に悖ること甚だしく、時には被害者が全く救済を受けられないという不当な事態さえ生ずることにもなる。特に前記のとおり民法七二四条後段の法意を除斥期間を定めたものと解するときは、右の弊は一層顕わになることは避け難く、結局右見解を採用することはできないものといわざるをえない。そうすると、この点については『不法行為の構成要件が充足された時』、換言すれば『加害行為があり、しかもそれによる損害が発生した時』とする解釈をもって基本的に正当であるものとすべきことにならう。しかし他方で、不法行為をめぐる法律関係は、いわば一般市民間に偶然的に生じたものにすぎないというその本来的性格に鑑れば、加害者といえども余りに長く不安定な地位に置かれるのは決して望ましいことはいえないのであり、このことは、本件じん肺のような進行・拡大する被害が問題とされる場合にも考慮しなればならない事柄である。以上、検討したところを綜合勘案すると、ここに『損害が発生した時』というのは、必ずしも損害の全部が確定していなければならないというわけではなく、損害の一部でも、それが発生していることが客観的に明らかとなったことをもって足りるものというべきであり、これを本件に則していえば、原告ら元従業員につき最初の行政決定がなされた時をもって『損害が発生した時』とするのが相当である。そうすると、本件における除斥期間の起算点としては、加害行為の止んだ時（原告ら元従業員が被告会社の粉じん職場を離れた日）と当該原告ら元従業員につき最初の行政決定がなされた時とを比較していずれか遅い方をとるべきことになる」（傍点筆者）。

しかし「時には被害者が全く救済を受けられないという不当な事態」は、はたして起算点の処理のみによって回避できるであろうか。近時の通説が除斥期間についてしだいに停止事由を導入し、ある範囲で中断の可能性さえも肯定するにおよび、除斥期間の内容自体があらためて問われることになるであろう。

本稿上梓については、信託法等研究資金の援助をえたことを付記する。

—平成三年三月一〇日稿